



広島県報

号外
第38号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

人事委員会規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………一

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………一

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則……………一

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則……………四

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……………四

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………六

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………六

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………七

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………七

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………七

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………八

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………八

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………〇

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則……………一

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

世羅中央病院組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則……………二

(以上県法規登載)

人事委員会訓令
広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令……………二二
(県法規登載)

人事委員会規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会
委員長 丸山 明

広島県人事委員会規則第一号
公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年広島県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第一号及び第四号」を「第二条第一項第一号及び第五号」に改める。

第二条第二項中「第二条第一項第四号」を「第二条第一項第五号」に改める。
別表第一中第十六号を第十七号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 財団法人地方公務員安全衛生推進協会
附則
この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会
委員長 丸山 明

広島県人事委員会規則第二号
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成七年広島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 週休日が毎四週間につき四日以上となること。
第四条及び第四条の二を次のように改める。

(休憩時間の短縮)

第四条 条例第六条第二項の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして次のイからハまでのいずれにも該当する者である職員を除く。次号において同じ。)が当該子を養育する場合における当該職員

イ 就業していない者(就業日数が一月について三日以下の者を含む。)であること。

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

ハ 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である者又は産後八週間を経過しない者でないこと。

二 小学校に就学している子を養育する職員が当該子を送迎するため、その住居以外の場所に赴く場合における当該職員

三 条例第十四条第一項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する場合における当該職員

2 職員は、休憩時間の短縮を請求する一の期間(六月以内の期間に限る。以下「特例措置期間」という。)について、その初日(以下「特例措置開始日」という。)及び末日(以下「特例措置終了日」という。)とする日を明らかにして、原則として特例措置開始日の一週間前までに条例第六条第二項の規定による請求を行うものとする。

3 条例第六条第二項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、公務の正常な運営に支障がある場合を除き、当該請求に係る職員の休憩時間を短縮することができるものとし、休憩時間の短縮を実施するかどうかを、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、当該休憩時間の短縮に支障が生じる日があることが明らかとなつた場合にあつては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

4 任命権者は、条例第六条第二項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第四条の二 条例第六条第二項の規定による請求がされた後特例措置開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるいずれかの事由が生

じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

一 前条第一項第一号及び第二号の職員 次のイからホまでに掲げる事由
イ 当該請求に係る子が死亡した場合

ロ 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた場合

ハ 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつた場合

二 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして前条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当することとなつた場合

ホ イから二までのほか、当該請求をした職員が条例第六条第二項に規定する職員に該当しなくなつた場合

二 前条第一項第三号の職員 次のイからハまでに掲げる事由

イ 当該請求に係る要介護者が死亡した場合

ロ 当該請求に係る要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合
ハ イ及びロのほか、当該請求をした職員が条例第六条第二項に規定する職員に該当しなくなつた場合

2 特例措置開始日以後特例措置終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるいずれかの事由が生じた場合には、条例第六条第二項の規定による請求は、当該事由が生じた日を特例措置期間の末日とする請求であつたものとみなす。

3 前二項の場合において、職員は遅滞なく、第一項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第四項の規定は、前項の届出について準用する。
第四条の二の次に次の一条を加える。

(休憩時間の一斉付与の例外)

第四条の三 任命権者は、次の各号のいずれにも該当する場合においては、条例第六条第三項の規定により休憩時間を一斉に与えないことができる。

一 休憩時間の自由な利用が妨げられないと認められる場合
二 職員の負担が加重にならないと認められる場合

第五条の六を削る。

第五条の五第一項を次のように改める。

条例第八条の二第二項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

- 一 条例第八条の第二項に規定する職員 次のイ及びロに掲げる事由
- イ 第四条の第二項第一号イから二までに掲げる場合
- ロ イのほか、当該請求をした職員が条例第八条の第二項に規定する職員に該当しな
くなつた場合

二 条例第八条の第三項に規定する職員 次のイ及びロに掲げる事由

イ 第四条の第二項第一号イ及びロに掲げる場合

- ロ イのほか、当該請求をした職員が条例第八条の第二項に規定する職員に該当しな
くなつた場合

第五条の第五項第二項中「次の各号に掲げる」を「前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当
該各号に定める」に、「同項」を「条例第八条の第二項」に改め、同項各号を削り、同条
第四項中「前条第六項」を「第四条第四項」に改め、同条を第五条の七とする。

第五条の四の見出し中「育児」を「育児又は介護」に改め、同条第一項を削り、同条第二
項中「第八条の第二項の規定」の下に「(同条第三項の規定により準用される場合を含む。
以下同じ。)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を
同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第四条第四項の規定は、条例第八条の第二項の規定による請求について準用する。

第五条の四第六項を削り、同条を第五条の六とする。

第五条の第三項第一項を次のように改める。

条例第八条の第二項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前
日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるいずれかの事由が生
じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

一 条例第八条の第二項に規定する職員 次のイから八までに掲げる事由

イ 第四条の第二項第一号イから八までに掲げる場合

- ロ 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において
常態として当該子を養育することができるものとして前条第一項に定める者に該当す
ることとなつた場合

ハ イ及びロのほか、当該請求をした職員が条例第八条の第二項に規定する職員に該
当しなくなつた場合

二 条例第八条の第三項に規定する職員 次のイ及びロに掲げる事由

イ 第四条の第二項第一号イ及びロに掲げる場合

- ロ イのほか、当該請求をした職員が条例第八条の第二項に規定する職員に該当しな
くなつた場合

第五条の第三項第二項中「前項各号に掲げる」の下に「区分に応じ、それぞれ当該各号に定め
る」を加え、同条第四項中「前条第四項」を「第四条第四項」に改め、同条を第五条の五と
する。

第五条の二の見出し中「育児」を「育児又は介護」に改め、同条第二項中「条例第八条の
第二項の規定」の下に「(同条第三項の規定により準用される場合を含む。以下同じ。)」
を加え、同条第四項を次のように改め、同条を第五条の四とする。

4 第四条第四項の規定は、条例第八条の第二項の規定による請求について準用する。

第五条第一項中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加え
る。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第五条の二 条例第八条第一項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当
する者とする。

一 就業していない者(就業日数が一月について三日以下の者を含む。)であること。

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困
難な状態にある者でないこと。

三 六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定である者又は産
後八週間を経過しない者でないこと。

2 職員は、早出遅出勤務を請求する一の期間(六月以内の期間に限る。以下「早出遅出勤
務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日
(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、原則として早出遅出
勤務開始日の一週間前までに条例第八条第一項又は第二項の規定による請求を行うもの
とする。

3 条例第八条第一項又は第二項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、
公務の正常な運営に係る支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知し
なければならぬ。当該通知後において、公務の正常な運営に支障が生じる日があること
が明らかとなつた場合にあつては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職
員に対しその旨を通知しなければならない。

4 条例第八条第一項第二号の人事委員会規則で定めるものは、当該子を送迎するため、そ
の住居以外の場所に赴く職員とする。

5 第四条第四項の規定は、条例第八条第一項又は第二項の規定による請求について準用す
る。

第五条の三 条例第八条第一項又は第二項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日
とされた日の前日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるい
ずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

一 条例第八条第一項に規定する職員 次のイ及びロに掲げる事由

イ 第四条の第二項第一号イから二までに掲げる場合

ロ イのほか、当該請求をした職員が条例第八条第一項に規定する職員に該当しなくなつた場合

二 条例第八条第二項に規定する職員 次のイ及びロに掲げる事由

イ 第四条の二第一項第一号イ及びロに掲げる場合

ロ イのほか、当該請求をした職員が条例第八条第一項に規定する職員に該当しなくなつた場合

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるいずれかの事由が生じた場合には、条例第八条第一項又は第二項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であつたものとみなす。

3 前二項の場合において、職員は遅滞なく、第一項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 第四条第四項の規定は、前項の届出について準用する。

第十条第一項の表の第二十四号ロ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年広島県条例第十号)附則第二項の規定により従前の例によることとされる場合における職員の休息時間については、当分の間、なお従前の例による。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成十四年広島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第九条中「午前八時三十分から午後五時十五分まで(午後零時十五分から午後一時までを除く。)」を「午前八時三十分から午後五時三十分まで(午後零時から午後一時までを除く。)」に改める。

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会規則第三号

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則
人事異動の取扱に関する規則(昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表7の項中「事務吏員、技術吏員」を「職員」に改める。

別記様式第一号の注三1中「事務吏員」を「広島県職員」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会規則第四号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則(昭和六十年広島県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表中「広島県保健環境センター」を「広島県立総合技術研究所保健環境センター」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会規則第五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「農林漁業普及指導手当」を削る。

第二十一条第二項第一号中「第三項」の下に「(第二号を除く。)」を加える。

第二十三条第一項中「広島県立畜産技術センター」を「広島県立総合技術研究所畜産技術センター」に改める。

第二十三条の三第二項第三号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第四号中「第七号及

び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、同項第五号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第六号中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第三項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第六項第三号中「第二十三条の十四」を削り、「第七条第二項に規定する通勤」の下に「(当該派遣先において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。)」を加える。

第二十三条の七第一項中「百分の十」を「百分の六」に改める。

第二十三条の十三から第二十三条の十四の三までを次のように改める。

第二十三条の十三から第二十三条の十四の三まで 削除

第二十三条の十四の八第一項中「百分の十」を「百分の六」に改める。

第二十三条の十四の十第一項第三号を次のように改める。

三 広島県立総合技術研究所

第二十三条の十四の十第一項第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号を削り、第十号を第六号とし、第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第七号とする。

第二十三条の十四の十五第一項第三号中「及び分室」を削る。

第二十三条の十四の十六第一項中「及び配膳の補助等の業務に従事する業務員」を削る。

第二十三条の十四の二十二第一項中「及び分室」を削る。

第二十三条の十四の二十五の見出し中「盲学校等勤務職員」を「特別支援学校勤務職員」に改め、同条第一項中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「盲学校等勤務職員」を「特別支援学校勤務職員」に改める。

第二十三条の十四の二十七第一項第一号から第四号までを次のように改める。

一 広島県立総合技術研究所農業技術センター

二 広島県立総合技術研究所水産海洋技術センター

三 広島県立総合技術研究所林業技術センター

四 広島県立農業技術大学校

第二十三条の十四の二十七第一項第五号を削り、第六号を第五号とする。

第二十三条の十四の二十八第一項第二号を削り、第一号を第一号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 広島県立総合技術研究所畜産技術センター

第二十三条の十四の三十第一項第三号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十三条の十四の三十六を次のように改める。

第二十三条の十四の三十六 削除

第二十三条の十七第一項を次のように改める。
給与条例第十四条の五第一項に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 校長

二 教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師及び前条第二項各号の一に該当する実習助手(定時制の課程を置く高等学校に勤務する者にあつては、夜間における勤務の日数がその月における勤務日数の二分の一以上である者に限る。)

第二十三条の十七第二項中「別表第十に掲げる支給割合」を「百分の四」に改める。

第二十三条の十八を削り、第二十三条の十九を第二十三条の十八とする。

別表第一第一号及び第二号を削り、同表第三号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同号を同表第一号とし、同表第四号中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改め、同号を同表第二号とし、同表第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同表第九号中「広島県保健環境センター」を「広島県立総合技術研究所保健環境センター」に改め、同号を同表第七号とし、同表第十号から第十五号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第一の二中八の表を削り、二の表を八の表とし、ホの表を二の表とし、ヘの表をホの表とし、トの表をヘの表とする。

別表第七第九号を削り、同表第十号中「無線電話通話作業」を「無線電話通信作業」に改め、同号を同表第九号とする。

別表第七の二中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次のように加える。

六 少年補導作業

二百七十円

別表第十を次のように改める。

別表第十 削除

別表第十三教育職給料表(一)の部を削り、同表医療職給料表(三)の部職務の級七級及び六級の職員のうち「百分の十五」の下に「(職務の級七級に属する職員のうち人事委員会が別に定めるものにあつては、百分の二十)」を加える。

別記様式第二号中

配属者以外の認定扶養親族	その他	中加算措置の対象となる子
配属者以外の2人まで		

を

配属先以外の 認定共済親族	認定共済親族中 加算措置の対象 となる子
------------------	----------------------------

に改める。

別記様式第十五号の二十七を次のように改める。

平成十九年三月二十七日

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(定時制通信教育手当に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年広島県条例第二十六号)附則第二項に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 校長

二 教頭、教諭、養護教諭、養護助教諭、講師及び職員の給与に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)第二十三条の十六第二項各号の一に該当する実習助手(夜間における勤務の日数がその月における勤務日数の二分の一に満たない者に限る。)

(農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の廃止)

3 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則(昭和三十九年広島県人事委員会規則第十四号)は、廃止する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第六号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第一項第二号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加え、同条第二項中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条を第一条とする。

第三条の二第二号中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加え、同条を第三条とする。

第四条第一号を次のように改める。

二 広島県立総合技術研究所

第四条第三号から第九号までを削り、第十号を第三号とし、第十一号から第十三号までを七号ずつ繰り上げる。

附 則

この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第七号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条中「初任級欄」を「初任給欄」に改める。

第十六条第一号中「教授、助教授、」を削る。

第二十七条第二項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十九条中「教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条に規定する教員のうち大学に勤務する者(以下本条において「大学教員」という。)又は、「(以下本条において「医師等」という。)及び「大学教員にあつては五十八歳と、医師等にあつては」を削る。

第三十五条第一項中「教育公務員特例法」の下に「昭和二十四年法律第一号」を加える。

別表第一第三教育職給料表(一)級別標準職務表を削る。

別表第一第四教育職給料表(二)級別標準職務表一級の項中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校(以下「盲学校等」という。)」を「特別支援学校」に改め、同表二級の項1中「盲学校等」を「特別支援学校」に、「又は養護教諭」を、「養護教諭又は栄養教諭」に改め、同項2、同表三級の項及び同表四級の項中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同表を第三の表とする。

別表第一第五教育職給料表(三)級別標準職務表二級の項1中「又は養護教諭」を、「養護教諭又は栄養教諭」に改め、同表を第四の表とする。

別表第一中第六の表を第五の表とし、第七の表を第六の表とし、第八の表を第七の表とし、第九医療職給料表(三)級別標準職務表七級の項を次のように改め、同表を第八の表とする。

七級

1 広島病院の副院長の職務

2 特に規模の大きい医療機関の部長の職務又はこれに相当する職の職務

別表第四を次のように改める。

別表第四 削除

教諭、講師及び養護教諭

を

教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭

に改め、同表の備考第一項第一号(2)中「盲学校

ろつ学校若しくは養護学校の養護訓練教諭」を「特別支援学校の自立教科教諭」に改め、同表の備考第四項中「及び養護教諭」を、「養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第六中

教諭、講師、養護教諭及び児童自立支援専門員

を

教諭、講師、養護教諭、栄養教諭及び児童自立支援専門員

に改める。

別表第十一3の部一の項(2)中「中学校卒」を「中学卒」に改める。

別表第十三中

高校専攻科

を

高校専攻科卒

に改める。

別表第十六を次のように改める。

別表第十六 削除

別表第十七中

教諭、講師及び養護教諭

を

教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭

に改め、同表の備考第三項中「及び

養護教諭」を、「養護教諭及び栄養教諭」に改める。

別表第十八中

教諭、講師、養護教諭及び児童自立支援専門員

を

教諭、講師、養護教諭、栄養教諭及び児童自立支援専門員

に改める。

別表第二十三中八の表を削り、二の表を八の表とし、ホの表を二の表とし、への表をホの表とし、トの表をへの表とし、チの表をトの表とし、リの表をチの表とする。

附則

この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸山

明

広島県人事委員会規則第八号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「教育職給料表(一)」を削る。

附則

この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸山

明

広島県人事委員会規則第九号

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の地域手当の支給に関する規則(昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中、「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会
委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第十号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
単身赴任手当に関する規則(平成二年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会
委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第十一号

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員の特地勤務手当等の支給に関する規則(昭和四十六年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の十二」を「百分の六」に、「百分の八」を「百分の四」に、「百分の四」を「百分の二」に改める。

第五条第二項中「異動等の日から起算して五年に達するまでの間は百分の四、同日から起算して五年に達した後は」を削る。

別表第一の二級地の項中

吉田警察署北警察官駐在所
吉田警察署川根警察官駐在所
加計警察署雄鹿原警察官駐在所
加計警察署中野警察官駐在所
加計警察署美和警察官駐在所

安芸高田市美土里町
安芸高田市高宮町
山県郡北広島町中祖
山県郡北広島町小田
山県郡北広島町移原

を

安芸高田警察署北警察官駐在所
安芸高田警察署川根警察官駐在所
山県警察署雄鹿原警察官駐在所
山県警察署中野警察官駐在所
山県警察署美和警察官駐在所

安芸高田市美土里町
安芸高田市高宮町
山県郡北広島町中祖
山県郡北広島町小田
山県郡北広島町移原

に改め、同表の一級地の項中

広島県立畜産技術センター広島牛改良センター
を
神石郡神石高原町油木

広島県立総合技術研究所畜産技術センター広島牛改良センター
に、
神石郡神石高原町油木

吉田警察署原田警察官駐在所
加計警察署澄合警察官駐在所
加計警察署上本郷警察官駐在所
加計警察署豊平警察官駐在所
加計警察署吉坂警察官駐在所
を
安芸高田市高宮町
山県郡安芸太田町戸河内
山県郡北広島町戸谷
山県郡北広島町阿坂

安芸高田警察署原田警察官駐在所
山県警察署澄合警察官駐在所
山県警察署上本郷警察官駐在所
山県警察署豊平警察官駐在所
山県警察署吉坂警察官駐在所
に、
安芸高田市高宮町
山県郡安芸太田町戸河内
山県郡北広島町戸谷
山県郡北広島町阿坂

庄原警察署総領警察官駐在所
甲山警察署津名警察官駐在所
を
庄原市総領町稲草
世羅郡世羅町上津田

庄原警察署総領警察官駐在所
世羅警察署津名警察官駐在所
に改める。
庄原市総領町下領家
世羅郡世羅町上津田

加計警察署箕角警察官駐在所
を
山県郡安芸太田町上殿

山県警察署箕角警察官駐在所
に改める。
山県郡安芸太田町上殿

この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会
委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則(昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中

改め、同表警察の部中

特別支援学校		
校	教務主任	事務長
四	五	六
種	種	種

に

盲学校			ろう学校			養護学校		
校	教務主任	事務長	校	教務主任	事務長	校	教務主任	事務長
四	五	六	四	五	六	四	五	六
種	種	種	種	種	種	種	種	種

を

歴史民俗資料館		歴史民俗資料館		歴史民俗資料館	
館	副館長	館	副館長	館	副館長
三	四	三	四	三	四
種	種	種	種	種	種

に

歴史民俗資料館	
館	長
三	
種	

を

教育センター	
所	長
二	
種	

に

教育センター	
所	長
一	
種	

を

改める。

歴史民俗資料館	副館長
教育事務所	副所長

に

教育事務所	副所長
-------	-----

を

地域事務所	次長 (その他)
-------	----------

に

地域事務所	次長 (その他 (事業所を除く。)) 所長 (広島中部台地総合開発事業所)
-------	--

を

自治総合研修センター	研修企画監
------------	-------

に

自治総合研修センター	研修企画監
県立広島大学	事務局次長

を

改める。

別表第二中

警察署 (広島西、広島南、広島北、海田、廿日市、西条、尾道、三原)	可部
-----------------------------------	----

を

警察署 (広島西、広島南、安佐北、海田、廿日市、東広島、佐北、尾道、三原、福山西)	安佐
---	----

に

課室隊所会人監通	長長長長長
計育	
成監	
指査	
令導	

を

課室隊所会人監通	長長長長長
計育	
成監	
指査	
令査	

に

職員の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会規則第十三号

職員の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の第二十三号中「第二十四項」を「第二十二項」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十二号中「第二十三項」を「第二十一項」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条中第二号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第七条の四第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人の役員としての引き続き在職期間

第六条第四項第一号中「第五条第四項」を「第六条の五第二項」に改める。

別表第一口の表第三号区分の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 平成十八年四月以後の給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたものうち人事委員会の定めるもの

別表第一口の表第四号区分の項第九号中「七級であつたもの」の下に「第三号区分の項第六号に掲げる者を除く。」を加える。

別記様式第十四号中「内職待遇」を「内職待遇」に改める。

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十八年広島県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項、第十九項、第二十一項及び第二十二項中「年五・五パーセントの」を「附則表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成十三年三月三十一日以前	年五・五パーセント
平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	年一・六パーセント

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	年二・三パーセント
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・〇パーセント
平成二十一年四月一日以後	年三・二パーセント

第三条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「以下「職員」という。」を削る。

附則

この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会
委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第十四号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の八」を「百分の四」に、同条第三項第三号中「第七条第二項に規定する通勤」の下に「(当該派遣先において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同

条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）」を加える。

第六条第四号中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第一中

「養護学校に勤務する職員で教育職給料表(ロ)の適用を受けるもの」

を

「特別支援学校に勤務する職員で教育職給料表(ロ)の適用を受けるもの」

に改める。

別表第七中

小学校、
中学校、
高等学校
及び養護
学校

を

小学校、
中学校、
高等学校
及び特別
支援学校

に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会規則第十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

第三条中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に、「又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第四条第一号中「第五条第六項」を「第五条第五項」に、「第四条第六項」を「第四条第五項」に改め、同条第五号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第六号中「（以下「産業教育手当」という。）」の下に「を支給される職員で、農業に係る産業教育に従事するもの」を加え、「で、農業に係る産業教育又は定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育に従事するもの」を削り、同条第七号中「又は定時制通信教育手当」及び「及び定時制通信教育手当」を削り、同条第八号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

1 この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（定時制通信教育手当を支給される職員に関する経過措置）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第二十六号）附則第二項の規定により定時制通信教育手当を支給される職員については、この人事委員会規則の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間、改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「新規則」という。）第四条の規定にかかわらず、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二

十二号。以下「給与条例」という。）第五条第五項又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。）第四条第五項に規定する再任用職員にあってはその者の属する職務の級）に対応する新規別表第二に掲げる額に四分の一を乗じて得た額（定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、新規別表第二に掲げる額）の義務教育等教員特別手当を月額により支給する。

3 給与条例第五条の二又は市町立学校職員給与等条例第四条の二に規定する短時間勤務の職を占める職員に係る前項の規定による義務教育等教員特別手当の額は、前項の規定により得られた額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）（第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

世羅中央病院組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会規則第十六号

世羅中央病院組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則

世羅中央病院組合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第一百五号）は、廃止する。

附 則

この人事委員会規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会訓令

広島県人事委員会訓令第一号

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月二十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山

明

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「出納長室用度室長（以下「用度室長」という。）を「会計管理局用度室長」に改める。

別表第一事務局長専決事項の欄第一一般的事項第三十七号中「変更」を削り、同欄第一一般的事項第三十九号中「第二号第八号」を「第二号第九号」に改める。

附則

この人事委員会訓令は、平成十九年四月一日から施行する。